



発行 東京都

目次

- 東京部支庁長専決規程の一部改正……………一
- 公共測量の実施……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 生活保護法による指定医療機関の辞退……………（福祉保健局生活福祉部保護課）……………七
- 生活保護法による指定医療機関等の変更、廃止及び休止……………（同）……………七
- 生活保護法による医療機関及び施術者の指定……………（同）……………二
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定……………（福祉保健局障害者施策推進部計画課）……………一六
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更……………（同）……………一七
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更及び廃止……………（同）……………一八
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更及び辞退（二件）……………（同）……………一五
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の

指定（三件）……………（同）……………三

○身体に障害のある者の診断を担当する医師の従事する医療機関の変更等（二件）……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）……………四

○身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定……………（同）……………三

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）……………三六
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………四〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………四〇

訓 令

●東京都訓令第十五号

支 庁 中 一 般 庁

東京都支庁長専決規程（昭和四十四年東京都訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

第一条第一項第十一号から第十六号の三までを次のように改める。

十一から十六の三まで 削除

第一条第一項第三十二号の二中「による開発行為」の下に「（当該開発行為に係る森林の土地の面積が五ヘクタール以下のものに限る。）」を加え、「（当該開発行為に係る森林の面積が五ヘクタール以下の場合に限る。）」を削

り、同号の次に次の一号を加える。

三十二の二の二 森林法第十条の三の規定による監督処分（同法第十条の二第一項に規定する開発行為に係る森林の土地の面積が五ヘクタール以下の場合において行うものに限る。）に関する事

第一条第一項第三十三号の二の次に次の一号を加える

三十三の二の三 森林法第三十八条の規定による監督処分に関すること

告 示

●東京都告示第六百九十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年四月十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量（二級基準点測量）
- 三 測量の区域 武蔵野市八幡町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十三年三月十五日から同月二十五日まで

●東京都告示第六百九十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

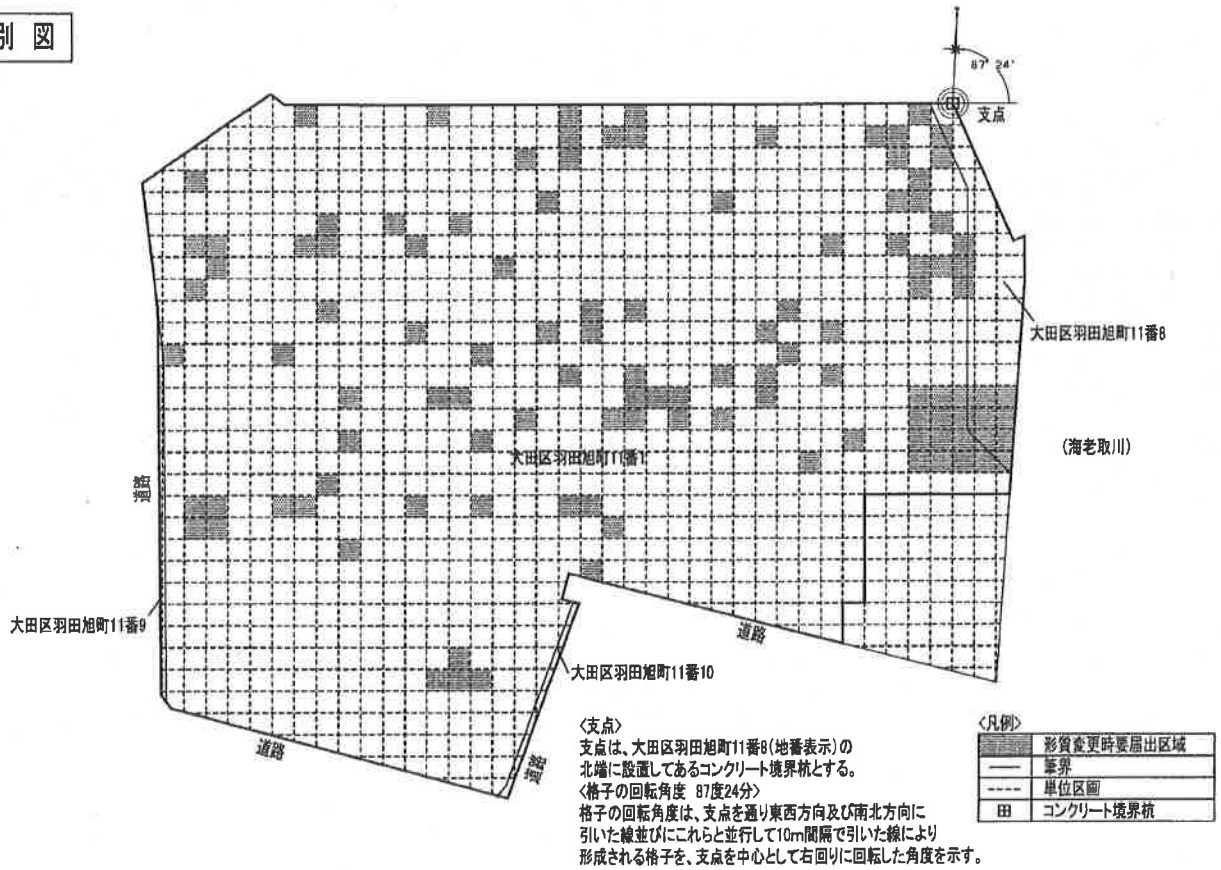
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田旭町十一番一、同番八及び同番九の各一部)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図





発行 東京都

目次

- 規 則
 - 東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則……………（中央卸売市場管理部総務課）…一
 - 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…一
 - 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…一
 - 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の八第一項の規定に基づく検証機関の登録（二件）……………（環境局都市地球環境部総量削減課）…二
 - 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…二
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（同）…四
 - 保安林の皆伐面積の残存許容限度……………（産業労働局農林水産部森林課）…五
- 公 告
 - 平成二十三年度職業訓練指導員試験の実施……………

規 則

……………（産業労働局雇用就業部能力開発課）…六

○ 平成二十三年度技能検定の後期実施……………（同）…七

○ 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（下水道局）…九

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年九月一日

東京都知事 石 原 慎太郎

● 東京都規則第百六号

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和四十六年東京都規則第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三條の二第一項第九号を次のように改める。

九 切花その他の切花類及びその加工品

第六十三條の二第二項に次の一号を加える。

十 鉢花その他の鉢物類（苗木を含む。）

附 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 東京都中央卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第百四十四号）第八十二條の規定に基づき、同条第一項の届出及び同条第四項に規定する説明の聴取は、施行日前においても行うことができる。

告 示

● 東京都告示第千二百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十三年九月一日

東京都多摩建築指導事務所長

伊 藤 達 也

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東久留米市南町一丁目八十番二、同 平成二十三年八月六、八十一番二、八十三番一、八月八日

十四番一、千四百八十七番二から同番八まで、同番十、千四百八十九番及び千五百番二から同番四まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花小金井一丁目六番二十号）

● 東京都告示第千二百九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九條第一項の規定に基づき国立市下新田土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月一日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 組合の名称

国立市下新田土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十二年四月二十八日から平成二十七年三月三十

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 八王子市環境部環境政策課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

イ あきる野市環境経済部環境課

あきる野市二宮三百五十番地

ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十三年九月二十日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第千二百九十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第六百九十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月一日

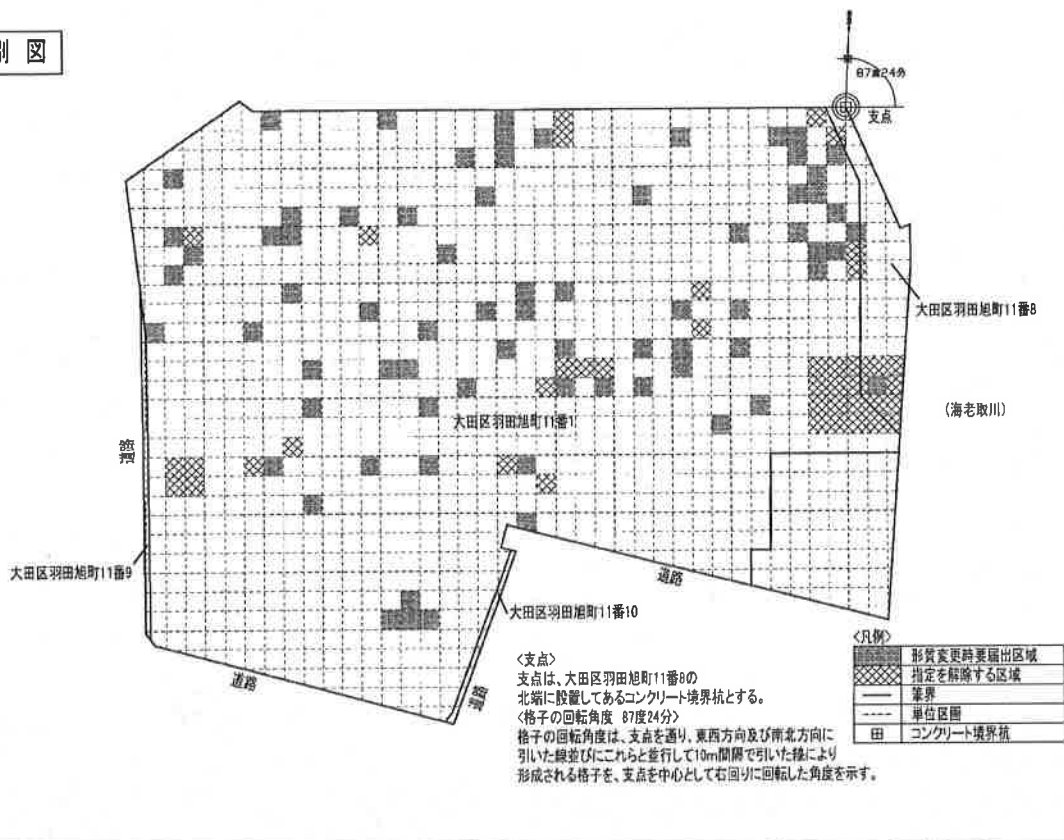
東京都知事 石原 慎太郎

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区羽田旭町 地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の実施

別図



●東京都告示第千二百九十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月一日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区北品川三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

訓令

○東京都印刷物取扱規程の一部改正……………二
……………(総務局総務部文書課)

告示

- 都市計画事業の認可……………二
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)
- 宅地建物取引業法による行政処分……………二
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………二
- 基本測量の実施……………二
……………(都市整備局都市基盤部調整課)
- 基本測量の終了(二件)……………三
……………(同)
- 公共測量の終了(八件)……………三
……………(同)
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………四
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………五
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………五
……………(同)

- 建築基準法による道路位置の指定の変更(二件)……………五
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………五
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………七
……………(建設局道路管理部監察指導課)
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更……………八
……………(港湾局離島港湾部管理課)
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律による特定事業の実施に関する方針……………八
……………(教育庁地域教育支援部管理課)

告示(選)

- 政治団体の届出……………九
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………一〇
- 政治団体の解散の届出……………一三
- 資金管理団体の指定の届出……………一四
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………一四
- 資金管理団体の取消しの届出……………一六
- 犯罪被害者等早期援助団体の代表者の氏名の変更……………一六
- 駐車監視員資格者講習の実施……………一六

告示(内水漁管)

- 平成二十六年年度第五種共同漁業の増殖方法等……………一七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一八
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一九
……………(同)
- 特定非営利活動法人の認定……………一九
……………(同)
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………三三
……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)

- 東京都伝統工芸品の指定解除……………
- ……………(産業労働局商工部経営支援課)
- 臨海副都心暫定利用事業者の公募……………三三
……………(港湾局臨海開発部誘致促進課)
- 土地収用法による収用の裁決手続開始(二件)……………三五
……………(東京都収用委員会)
- 土地収用法施行令に基づく公示送達……………四四
……………(同)
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………四四
……………(水道局)
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………四四
……………(同)
- 水道料金の減免措置の期間の延長等……………四四
……………(同)
- 水道料金の減免措置……………四四
……………(同)
- 下水道料金の減免措置の期間の延長……………四四
……………(下水道局)
- 下水道料金の減免措置……………四四
……………(同)
- 石油機器技術管理講習の実施……………四四
……………(東京消防庁)
- 当せん金付証券の発売委託(二件)……………四四
……………(全国自治宝くじ事務協議会)

正誤

○平成二十三年九月一日付東京都告示第千二百九十七号……………五〇

規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年四月十日

東京都知事 舩添 要 一

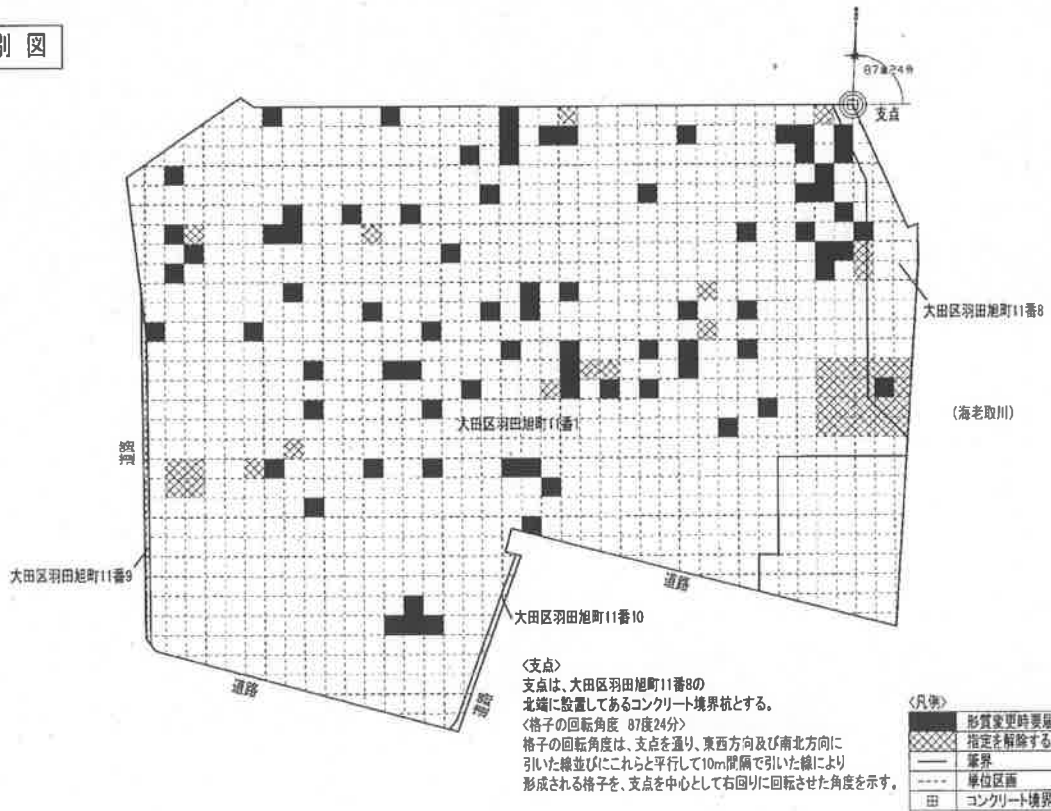
東京都規則第八十三号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

正 誤

○平成二十三年九月一日付東京都告示第千二百九十七号
四ページ上段の別図を次のように訂正する。

別 図



発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 一三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川一丁目三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 112-0002